

## 平成26年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第3回理事会議事録

- ・日 時 平成26年10月24日(金) 13:30~15:20
- ・場 所 鳥取県立人権ひろばふらっと2階 会議室(鳥取市扇町21)
- ・出席者数 14名(内訳:理事13名、監事1名)
- ・出席者名簿 別紙のとおり
- ・議 題 別紙のとおり

事務局 ただいまから、平成26年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第3回理事会を開会いたします。

はじめに会議定足数について報告します。本日は、理事15名のうち13名の理事さんに御出席をいただいておりますので、定款第32条の規定により本理事会が成立しましたことを御報告いたします。

それでは、理事会の開会にあたり、当センターの田中副会長が御挨拶申し上げます。

副会長 お忙しい中を多くの役員の方に、御出席いただき感謝申し上げます。最近秋らしくなりました。私の地元の県道では鹿が見られるようになり、人間の生活との共存が求められているところです。

さて、本日の理事会は、5月の理事会以降の事業報告や来年度に向けた協議をさせていただきたいと思っております。盛りだくさんの協議事項が予定されており、限られた時間ではありますが、役員の皆様の活発な審議をお願いします。

なお、本日は、内海会長が体調不十分で欠席されています。定款により副会長の私が代わりを務めさせていただきますが、よろしく申し上げます。

事務局 申し遅れましたが、本日は内海会長が体調不十分のため欠席であります。役員の皆様には、よろしくとの伝言でありましたので、御報告させていただきます。

事務局 次に、議長の選出ですが、定款第31条及び第22条の規定により、会長が不在の場合は理事会の議長は副会長が行うこととなります。

では、田中副会長、よろしく申し上げます。

議 長 議長の田中でございます。役員の皆様の御協力をいただき、円滑な議事進行を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、議事に入ります。

議案第1号「平成27年度事業計画(要望案)について」及び議案第2号「平成27年度収入支出予算(要望案)について」、事務局から説明してください。

事務局 議案第1号「平成27年度事業計画(要望案)について」及び議案第2号「平成27年度収入支出予算(要望案)について」を説明。

議長 議案第1号「平成27年度事業計画(要望案)について」及び議案第2号「平成27年度収入支出予算(要望案)について」に関して、ただいま事務局から説明がありました。

この議案について、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

今岡理事 お願いがあります。拉致問題に関することで、人権問題として県の人権局にも関わっていただいているところでもあります。この人権文化センターにおいても、このテーマを取り上げていただけないか、ということでもあります。具体的には署名活動やいろいろあります。

拉致問題解決に向けた県民からの盛り上がりが重要であります。早期解決をと担当大臣に要望すると、地元の盛り上がりはどうかと言われ、地元の人々の熱意を問われ体を交わされる。当センターとしてもいろいろな事業をされているが、何か具体的な取組としてできることはないのかと思っています。

この拉致問題の年末までの解決は難しそうに見えます。DVDとか何かを活用して取り組めないのかと思います。既に来年度の事業計画が作成されていますが、もう少し積極的に27年度に何か取り組んでもらえると有り難いと思います。

たとえば、会合の前に拉致のことをDVD等で上映するなど、拉致問題について事業計画に一項目入れていただけないでしょうか。

我々も街頭署名に立っていても、皆さんが他人事のような感じがしております。犠牲者の方は気の毒であるとの気持ちはあるようですが、我が身のこととして関わっていくことが必要であると思いますので、よろしくお願いします。

今日は来週28日の集いのチラシをお持ちしました。(出席者に配布)

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 拉致問題の解決に向けた一つの取組としては、理事さんから御提案をいただいたように、当センターが指定管理を受託している、この「ふらっと」の人権ライブラリーでの図書やDVDを通じた啓発や交流スペースを活用した県民に向けた周知活動としての展示が可能であると思います。

また、先ほど御紹介いただいたチラシなどを施設内において、日常的に啓発にも努めており、今後も対応して参りたいと思います。

今岡理事 完璧な対応は難しいかもしれないが、半歩でも前に進めていきたいので、よろしくお願いします。

議長 その他には如何ですか。

粹島理事 女性の人権のテーマが来年度の事業に入っていますか。  
本日の新聞記事にも載っていましたが、女性と人権の問題についてであります。出産による差別について、私の事例をお話しします。今から40年前のことですが、私は3人の年子を産んでおります。その時に解雇されました。雇用主からは、3人連続で妊娠することは人工的な行為だと言われ解雇されたのです。妊娠して出産し、それが理由で解雇ということは納得できなかったのですが、当時はそのようなことを言える社会環境ではなかった。その後、退職して4人目も生まれ、その後、夫が亡くなり、母子家庭となり今日に至っています。

来年度の事業計画を拝見しましたが、もっと女性の人権のテーマを入れてもよいのではないのでしょうか。事業として何か出来ないのかと思っていますので、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 いわゆるマタニティ・ハラスメントの問題であります。そのような概念は当時はなかったと思います。当センターとしては、女性の人権問題は重要なテーマとして捉えており、県の男女共同参画センターとも密接に連携して取り組んでいます。本日も、当施設内で男女共同参画センターの担当者の方との協議を行っています。

来年度の事業計画では、女性の人権のテーマは、ストレートには出てきていませんが、先ほど説明しました調査研究の2つのテーマのうち、来年度からのテーマにおいて合理的配慮ということを取り上げます。これは、障がい者の人権の面がやや多いと思われませんが、様々な人権問題に繋がる内容でありますので、あからさまな差別はないにしてもシステムとしての面で差別があるのであれば、女性の人権問題に関してもシステムの面から配慮していけると思います。合理的配慮という言葉が、障がい者の方のみを想定したものとならないように取り組みたいと思います。

議長 その他には何かありますか。

内田理事 予算について、平成27年度は約400万円の研究所事業継続積立資産の取崩により県からの派遣職員の人件費に充当を予定しているが、このまま取り崩していけば、あと数年で積立金がなくなるのではないか。今後の見通しはどのように考えて執行しているのか。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 現在、県からの派遣職員2名に係る人件費を研究所事業継続積立資産から支出しております。積立資産の今後の活用計画は現時点では策定していないため、当面の現実的な取扱いとして毎年度の経費支出に当たっては、できるだけ積立資産からの取崩額を少なくするように、執行全般にわたり経費節減に努めて取崩額を減らすことに日々留意しているところです。

内田理事 将来的な見込みはないのでしょうか。

事務局 理事の御指摘は重要な視点と理解しています。現在のところ、積立金の見直しに関する計画がないこともあり、今後の課題と認識しています。

議長 貴重な御意見をいただき、有り難うございました。その他には何かありますか。  
その他にはないようですので、議案第1号「平成27年度事業計画(要望案)について」及び議案第2号「平成27年度収入支出予算(要望案)について」は、原案のとおり関係先に要望を行うこととしてよろしいでしょうか。

(理事) 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
御承認をいただきましたので、原案のとおり進めさせていただきます。  
次に、協議事項について事務局から説明をお願いします。最初に、協議協議事項(1)公益社団法人鳥取県人権文化センター定款の一部改正について及び協議事項(2)監査報告書の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 協議事項(1)公益社団法人鳥取県人権文化センター定款の一部改正について及び協議事項(2)監査報告書の見直しについてを説明。

議長 ただいま、協議事項(1)及び協議事項(2)について、事務局から説明がありました。この事項について、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

(理事) 異議なし

議長 特に意見もないようです。協議事項(1)については、来年3月の理事会及び総会で正式に議案として審議いただき、総会で議決をいただいて施行したいと思っておりますので、御承知願います。また、協議事項(2)については、平成26年度の決算監査から適用していくこととさせていただきます。

議長 次に、協議事項(3)鳥取県市町村法令外負担金審議会からの通知(特記事項)に係る対応について、事務局から説明してください。

事務局 協議事項(3)鳥取県市町村法令外負担金審議会からの通知(特記事項)に係る対応についてを説明する。

議長 ただいまの説明を受けて、役員の皆様から活発な御意見をお願いしたいと思います。

浜橋理事 当センターとしては、県人協との統合には問題がありますか。資料にも参考の(3)に検討項目が例示されていますが、如何でしょうか。統合が難しいのか、どうか。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 鳥取県人権教育推進協議会様との統合については仮の話であり、団体の詳細は十分には承知していませんが、次のとおり考えています。

当センターが統合を検討する場合のポイントを、現時点で想定される検討事項として資料の参考欄の(3)に記載しています。その最初の2つについて、まず検討を要すると考えております。一つ目は法令の規定との関係、二つ目は、公益社団法人としての公益認定基準との整合であります。

まず、当センターの統合については、一般社団法人等に関する法令を踏まえた事実上の統合が可能であること。また、公益認定基準の維持についても、人権教育という人権問題という同一のフィールドであることから、認定基準はクリアできると考えています。もちろん、必要な事務手続きと所管の行政庁との調整には所要の時間を要すると思います。

細部は詰めていませんが、大筋では事実上の統合は可能と理解しています。

議長 9月25日に提出されているように、本日の理事会で役員の皆様と協議したいと説明していますので、よろしくをお願いします。

松井理事 今回の統合の話について、以前に人権文化センター、部落解放研究所、鳥取県人権教育推進協議会の3団体があった時にも議論があり、そのうちの2つの団体が統合した経緯があります。

鳥取県人権教育推進協議会は、資料の3～4ページのとおり人権教育を中心に、どちらかという社会教育を中心に人権向上に取り組んでいます。一方、人権文化センターは、人権啓発を中心に取り組んでいます。また、県人権教育推進協議会は、全国的なつながりを持つとともに、県内市町村との関係があります。そして、実践交流の場としては、一番大きな集会として研究集会を8月に開催しています。スタッフは、会長が非常勤ですが、事務局には局長、次長、書記の3名がいて、たいへんな仕事であります。

任意団体である県人権教育推進協議会と、どちらかという行政的な人権文化センターとはちょっと違いがあり、統合してもどうだろうか、との意見を持っており、資料の3～4ページのとおり提出しています。

そのようなことを、先日の市町村法令外負担金審議会のヒアリングでも、浜橋理事さんもおられ、統合に向けて何とかならないかと強い意見をいただきましたが、難しいと回答したところです。

今までの流れや、私たちの方の考えもあり、今日の皆様方の御判断も仰ぎながら、今後の回答に対応したいと考えており、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。大事な議論に入りたいと思ひます。

浜橋理事 県人権教育推進協議会としては統合が難しいと言われました。この資料の4ページに書かれている3つのことが難しいとのことであるようですが、本当にどうかなと思ひます。人権文化センターとは、人権という同じキーワードの役割を担っており、名称であれば、例えば人権教育文化センターという名称も考えられると思ひます。組織であれば、その中に一部門として県人教の部門が入ることも可能であると思ひます。そうすれば、職員が3人でしんどいと言われていたが、統合して人権文化センターにいる職員や研究員という専門スタッフの知識・英知を結集して、研究集会もブラッシュアップして充実してできるのではないかな。

統合の効果として、管理経費のスケールメリットを活かしつつ、削減もできると思ひます。事務レベルでもっと詰めて議論して、本当にできるかできないかを詰めることが必要と思ひます。言葉は悪いが、県人権教育推進協議会の対応は、組織防衛のように見られると思ひます。人権というキーワードで一緒なので、人権文化センターと一緒にしても問題はないと思ひます。

議長 ありがとうございます。

大谷理事 県人教にも市町村から負担金が出されているのか。

事務局 補足します。当センターと県人権教育推進協議会とは、市町村から負担金をいただひており、現在、当センターは運営費に、県人権教育推進協議会様は研究集会の特定財源として80万円余を市町村から負担していただひています。

大谷理事 一緒になることで事務的な効率化があるのか。附帯意見が示されているのはどういう趣旨なのか。

浜橋理事 市町村にとって双方の負担金の減額はなくても、このような時代に同じキーワードを持った団体が2つもあるのはいかなものかという思ひがあ

り、できるなら統合する方向に向かえるように2年連続で特記事項を記している。県人教には、研究集会への負担をしており、統合しても研究集会があれば、負担金は減額ということはないのではないかと。ただし、将来的には減額もあるかもしれない。

大谷理事 負担軽減という意味ではない、スケールメリットを求めているということではない、ということなのですね。

議長 ありがとうございます。更に、議論を深めていきたいと思います。

谷口理事 全人教に33の都道府県と3つの政令市が加盟しているが、組織がない県もある。これについて、行政、市町村が負担しないということが関わることかどうか。独自財源はあるのかどうか。片や公益法人、片や任意団体で負担金を出す意義を市町村がどのように判断すべきかなと思う。

県によっては、組織がないところもあり、組織がなくなることにより、市町村がどういう評価をされるのか分からない。

松井理事 県人権教育推進協議会という組織は、全国的には歴史的にいろいろな経過から、組織がある県とない県とがある。

自主財源については、研究集会の実施にあたり、参加者から大会参加費を集めており、自主財源がまったくないという訳ではありません。

中林理事 統合することのメリットは、効率化を図ろうということであると思う。それを置いておいても、各団体の設立趣旨・目的や歴史的な経過、組織の看板みたいなもの、県民に与える印象などもあるかもしれない。

統合してしまっただけのために、本来の趣旨目的が希薄に薄まってしまったり、その他にも同様なことがあるかもしれない。そういうことを招くとしたら、それが統合するメリットかどうか。それらも総合的に検討していく必要がある。そのあたりをもう少し慎重に考えていく必要があると思います。

大谷理事 今のお話の趣旨はよく分かりますが、この理事会で提案されているのは、そういう背景などであれば統合に係る論点を県人権教育推進協議会とセンターとで、事務方により隘路や問題点を整理して、そのあたりを示した上で議論すべきである。そうでないと、なかなかここでは議論が深まらない。資料には検討項目案として例示が示されている。

一般論とすれば、先ほど、松井理事が言われていたように3人でやっているのはたいへんということであれば、そうであれば人を減らすという意味ではなく、センターと一緒にすることにより、もっと効率の良い運営ができるのではないかと。そのあたりをもっと考えられてはどうか。

松井理事 同じ所にいるので、両方のしんどさは良く理解されていると思う。

また、これを人権文化センターに持って行っても、またこれも大変で、できるかなと思っている。

大谷理事 お話はよく分かるが、そのたいへんなところをもう少し示していただかないと何を議論してよいか分からない。

ただし、一般論としては、統合するともっと効率よくできると思う。私は、最初はお金の話かと思っていた。

小林理事 10月27日に市町村法令外負担金審議会が開かれ、最終的な審議がある。県人教の下には各市町村に人権教育推進協議会の組織があり、それぞれに歴史もある。若桜町でも各集落に出向いて、密度の深いものを行っている。県人権教育推進協議会があつて推進できていることもあり、人権文化センターについても同様である。それぞれ原点に戻って考えて統合を考える必要がある。

なんでこの県人教が必要であったかを議論してみないと、簡単には、同じ人権の内容だから一本に、という訳にはいかないのではないかと思う。

中田理事 平成18年に人権文化センター、部落解放研究所、鳥取県人権教育推進協議会の3団体が合併してはどうかとの話があり、県人権教育推進協議会は性格が違ふし、似たような事業の話というだけでなく、法人格がどうかとの話があり、県人教は合併せず、人権文化センターと部落解放研究所が合併して今日に至っている。

以前の話を蒸し返したような話になっており、なんでかなと思っているところであるが、小林理事が言われたように、市町村は県人権教育推進協議会を中心に取り組んできており、また全国的な繋がりもあるわけだから、私としてはできれば従来どおりが良いと思う。

小林理事 これは、相当深い研究もしておられるので、各市町村では、ここに相談に出ているところである。

議長 そのほかに御意見はありませんか。御発言のない方はいかがですか。

谷口理事 仮に、県人教と人権文化センターが統合しないとすると、市町村からの負担金はどうなるのか。どちらかをやめてしまうのか。

浜橋理事 それはないと思う。

こういう理由で統合ができないという理由を、県人教と人権文化センターとで詰めて、審議会に提出していただければ問題はないと思う。

議長 役員の方からいろいろな御意見をいただきました。この件については、慎重に受けとめさせていただき、本日いただいた御意見を基に現時点の当センターのまとめとして、今後の審議会への対応に際して、説明していき



たいと思いますので御承知願います。

事務局 先ほども話がありましたが、10月27日に市町村法令外負担金審議会が開催され、来年度の要請額に係る通知をいただく際に、特記事項が付される可能性が高いようであります。その場合には、次の理事会においても引き続き、この件について協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 審議会の方から、何回も対応を求められております。今回いただく審議会からの通知にもよりますが、改めて3月の理事会でお話を伺うこともありますので、協議事項(3)については、更によく読み込んでいただきますよう、お願ひします。今日は慎重なお話をいただき、ありがとうございました。

事務局 次に協議事項の(4)から(6)までの協議事項の説明を事務局にお願ひします。

協議事項(4)外部有識者の委嘱替え(客員研究員制度の見直し)について  
協議事項(5)鳥取県人権文化センターに係るアンケート調査の実施計画(案)について

協議事項(6)鳥取県人権文化センターのホームページの改修について  
を説明する。

議長 ただいま事務局から説明がありました3件について、御質問、御意見等がありましたら、お願ひします。

杵島理事 外部有識者の見直し案の候補者の選定方法、謝金の3万円は支払いは月額かどうか、5万円を3万円に見直した理由の3つについてお伺ひしたい。

議長 事務局の説明をお願ひします。

事務局 まず、外部有識者の人数が多くなっていたことから、より厳選して御意見をいただく体制としたいことがあります。

県内・県外の別については、県外の方については、各専門分野の第一線での研究はもちろん、現場の実践、人脈の広さ等を考慮して選ばせていただいた。県内については、人権啓発の実情を承知される立場にある方として、鳥取大学の一盛氏が県及び市町村の人権関係施策に通じておられることを考慮しました。また、朝倉氏は実践者としてフットワークも良く、県内の人権の現場を承知しておられ、現在は県社協のパーソナルセンター所長で40歳代の方であります。このように、外部有識者全体のバランスを考慮して選んだところであります。

今回、見直した謝金については、助言指導1回当たりということを予定

しています。従来の5万円には助言指導以外の要素もありましたが、見直しでは業務を助言指導に限定しました。

謝金の単価については、県人権局との調整も行い決めさせていただいたものであります。

杵島理事 これまでお世話になった外部有識者へのお断りなどは如何されるのか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 本日の理事会の了解を基に、制度の見直しの説明とこれまでのお礼を今後伝えさせていただく予定であります。

議 長 アンケートとホームページについての御意見をいただけますでしょうか。

大谷理事 アンケート調査についてです。アンケートの調査票は現在、作成中とのことでありますが、初めて人権文化センターのことを聞かれる人にとっては、人権文化センターのことが分からないので、アンケートに回答いただくためのバックデータとして、センターの取組や事業成果なども付けて配布されることに配慮されることをお勧めします。

事務局 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

議 長 その他には如何ですか。協議事項の4、5、6については、御意見を踏まえて、事務局で適切に対応したいと思います。次に進めてもよろしいですか。

事務局 経費にかかることであります。アンケートは、今年度の既定の予算内で執行させていただきたいと思っております。ホームページの改修の件については、今年度の予算では難しいところであり、悩んでおります。

事務局を預かる立場として、問題が分かっているにも関わらず何もしないで放置しておくことは如何かと思ひ、今回協議をさせていただきました。こうしたら良いのではないかと、という御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

議 長 ホームページの改修の工程でいけば、平成26年度か27年度かということなどでしょうか。

内田理事 問題があるのであれば、早い対応が望ましい。実施の財源はどのように考えているのでしょうか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 本来の手続きは、理事会、総会に諮り、補正予算を確保して行うものであることは承知しております。そうすると当面の理事会は、3月の理事会、総会であり、その間に臨時理事会、臨時総会を開催することが必要となることとなります。

内田理事 予算の流用は出来ますか。

事務局 現在のところ、ある程度の財源の流用元となる科目がないところです。例えば、旅費交通費を節減して捻出するようになり、本来の事業に影響を来すかもしれません。そのため、御了解が得られれば、基金の取崩をさせていただければと思っています。

また、当センターには専決の制度がありません。そのため、専決も流用もできません

現実的な対応案として、本来は補正予算を組んで行う手続きを、例えば3月の理事会で報告することで良しとさせていただければ、そのような工程で向かわせていただきたいとも考えています。仮に、そうさせていただければ、4月のリニューアルも可能であります。

議長 事務局長の心づもりはどうか。案1ですか。

事務局 案1であります。案1もなかなか難しいと思います。

臨時理事会、臨時総会が正式な手続きであると思いますが、そうすると年内にもう一度お集まりいただくとともに、総会も開催することとなります。

案2は、本日の議案の来年度の当初予算には計上していませんが、基金を取り崩させていただき、3月の理事会では改めて諮らせていただければと思っているのが第2案です。本来は、市町村と県とで按分をお願いすべき経費であります。今回は、市町村の負担に係る事務手続きが済んでおり、やむを得ずセンターの基金を取り崩して、それをセンターがかぶることもやむなしということでもあります。本来の負担のルールからは外れますが、やむを得ないことと御理解を得たいと思います。

これもダメと言われれば、平成28年度に行うこととしたのが、第3案であります。

そのあたりの事務局としてのギアの入れ方をお教えいただければと思います。

大谷理事 ホームページの改修の必要性は理解できるが、他方でアンケート調査を行うこととしている。11月に調査を始めて、12月に分析し、それをホームページにも反映させようとしている。そのように上手くスケジュールが運ばばよいが、どうかと心配する。

きちんとしたものを作るなら、新年度に余裕をもってしたほうが良く、拙速にやり、結局できたものが陳腐なものになったりしないようにしてほ

しい。せっかくアンケート調査を行うのであるから、分析して、こういうものを、としてはどうか。12月に立ち上げるのか。

事務局 立ち上げたい時期は、来年の4月を考えています。

大谷理事 作り込みは、新年度の方が良いと思う。

事務局 補正予算を組むのであれば、12月の理事会・総会を予定し、1月に事業着手し、3月に仕上げたいという工程であります。

大谷理事 それは、臨時理事会を開催する場合のことか。事務局にお任せしますが、アンケート調査の結果などはじっくりされた方が良いと思います。

また、センターの基金を取り崩してやることはやむを得ないと思うが、その負担は負担として求めていく必要があるのではないか。

皆さんの御意見を聞いてください。

今岡理事 経費として1百万円を想定と記載してあるが明細がない。この想定とは何か。

事務局 現在のホームページについて、内々にソフト開発業者に相談しているところであります。その事業者から示された価格が資料に記載している価格でありますが、正式に見積もり等をお願いしたものではありません。あくまでも参考として伺った価格であり、想定と記載したところであります。

今岡理事 今回の経費は人件費か何なのか。

事務局 自前では改修できませんので、専門事業者にしていただく委託料です。今回の経費は、新しくホームページを作成するための初期投資であります。更新作業は、職員が行いますが、最初のホームページの作成は、専門業者をお願いしたいと思います。

なお、現在のホームページは自前で管理していますが、今後は保守管理料は毎月要することを予定しています。

大谷理事 ホームページの更新は、センターの職員が行うのか。

事務局 更新作業は、センター職員によることとしています。

現在も、更新作業は職員がやっていますが、システムに負担感をもっており、更新がスムーズに出来にくい状況にあります。例えば、ホームページの構造がユニークというのか、なかなか手が出しづらいため、場合により直せないページもあり、結果として陳腐化していくこととなっています。

杵島理事 人権文化センターのホームページのアクセス数はどれくらいか。

- 事務局 現在は、格別多いというほどにはなっていません。
- 杵島理事 新年度からで良いのではないか。
- 今岡理事 既に老朽化しており、ホームページとして支障があるなら、現在のホームページを一時的に止めてでも改修を急ぐべきではないか。
- 事務局 現在は、これまでのソフトで作成されたホームページを大事にして使っているところです。
- 議長 その他ありませんか。事務局長としてはよろしいでしょうか。
- 事務局 予算化されていないホームページの改修の件については、県人権局ともよく相談していきたいと思います。
- 議長 いろいろと御意見をいただき、ありがとうございました。  
次に、報告事項について事務局から説明願います。
- 事務局 報告事項(1)「ふれあいとっとり人権マンガ大賞」の審査結果並びに表彰式の実施及び作品展示の実施についてを説明する。
- 議長 ただいまの説明について、何か御質問等がありますか。
- 事務局 人権マンガ大賞の関係では、11月1日から、とりぎん文化会館で作品展示も行われますので、是非、ご覧に来ていただきますよう御案内します。  
その他には特になくありますので、以上で予定の審議事項は終わりました。事務局から何かありますか。
- 事務局 本日の理事会の議事録の作成について、役員の皆様に御協力をお願いをさせていただきます。  
会長が出席されている場合は、当センター定款第34条第2項で、代表理事である会長及び監事による議事録の記名押印で対応可能となっています。  
本日は、あいにく会長が欠席となりました。その場合の議事録の記名押印は、一般社団・財団法人法第95条第3項の規定による原則の取扱いとなり、出席された理事及び監事の全員が記名押印しなければならないとされています。  
については、皆様にはお手数をかけますが、後日、事務局で議事録を作成後に、各役員の皆様に連絡を取らせていただきますので、何卒御協力をいただきますよう、お願いいたします。



議長 以上で、本日の議事は全て終了しました。役員の皆様の審議への御協力に感謝します。

事務局 以上で本日の理事会を終了します。役員の皆様、お疲れ様でした。審議進行に御協力をいただき、有り難うございました。引き続き、よろしくお願い致します。

平成26年10月24日に開催された、平成26年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第3回理事会の議事内容は以上のとおりです。

平成26年10月24日


議長 田中朝子 


理事 松井滯洲男  

理事 大谷芳徳 

理事 中田幸雄 

理事 中林宏敬 


理事 谷口直樹 

理事 内田克彦 


理事 浜橋正敬 

理事 小林昌司 

理事 前田義機 

理事 杵島和江 

理事 今岡祐一 

理事 近田久雅文 

監事 政田孝 

平成26年度 第3回理事会(10月24日) 役員出欠表

理事名	現職等	出欠	備考
内海敏	前・(社福)鳥取県社会福祉協議会会長	×	
田中朝子	鳥取県連合婦人会会長	○	
國岡俊一	鳥取県民生児童委員協議会理事	×	
中田幸雄	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
松井満洲男	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
梓島和江	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会長	○	
前田義機	鳥取県保護司会連合会会長	○	
今岡祐一	前・(公社)鳥取県老人クラブ連合会会長	○	
内田克彦	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
谷口直樹	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
大谷芳徳	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
中林宏敬	前鳥取県総務部人権局長	○	
浜橋正教	鳥取県市長会事務局長	○	
小林昌司	鳥取県町村会副会長(若桜町長)	○	
佐田久雅文	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席 13名、×…欠席 2名

監事名	現職等	出欠	備考
五十嵐美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	×	
政田孝	税理士	○	



## 理 事 会 次 第

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 事

議案第1号 平成27年度事業計画(要望案)について

議案第2号 平成27年度収入支出予算(要望案)について

### 4 協議事項

(1)公益社団法人鳥取県人権文化センター定款の一部改正について

(2)監査報告書の記載内容の見直しについて

(3)鳥取県市町村法令外負担金審議会からの通知(特記事項)に係る対応について

(4)外部有識者の委嘱替え(客員研究員制度の見直し)について

(5)鳥取県人権文化センターに係るアンケート調査の実施計画(案)について

(6)鳥取県人権文化センターのホームページの改修について

### 5 報告事項

(1)「ふれあいとっとり人権マンガ大賞」の審査結果並びに表彰式及び作品展示の実施について

### 6 その他

### 7 閉 会